

山形県こどもの居場所づくりサポートセンター

ネットワーク通信

令和8年度第2号
(通算128号)

発行日 令和8年4月 日
発行者 山形県社会福祉協議会
山形県こどもの居場所づくりサポートセンター



キューピー株式会社様より

キューピーマヨネーズの提供について

キューピー株式会社様より、やまがた絆の架け橋ネットワーク様を通じて食品をご提供いただきました。

提供品の詳細については下記内容を必ずご確認のうえ、ご応募ください。申込み状況によって数の調整、または希望いただいた食品と別のものなどで調整させていただきます。

<キューピー株式会社様からの提供品>

●キューピーマヨネーズ（詳細については別添を参照ください）

- ① キューピーフィッテ 1箱（210g×20本入）賞味期限：4月24日
- ② キューピーゼロ ノンコレステロール 1箱（310g×20本入）賞味期限：5月31日

【申込フォーム】申込期日：令和8年4月21日（火）17:00まで

① キューピーフィッテ（賞味期限4/24）申込フォーム

<https://4734fbdc.form.kintoneapp.com/public/ibashoshokuzai2>

※お受取りが賞味期限後になる可能性があることをご同意の上お申込みください。

② キューピーゼロ ノンコレステロール（賞味期限5/31）申込フォーム

<https://4734fbdc.form.kintoneapp.com/public/ibashoshokuzai3>

○留意事項

- ・① キューピーフィッテ（賞味期限4/24）の受取日については、賞味期限間近であるため、絆の架け橋ネットワーク（0237-85-1070）と直接ご相談をお願いします。
- ・② キューピーゼロ ノンコレステロール（賞味期限5/31）の受取り日は4/30もしくは5/1となります。フォーム内で希望日の回答をお願いします。
- ・受取り可能な団体は、絆の架け橋ネットワークと「食品に関する合意書」を提出済み、もしくは当日提出できる団体となります。当日忘れた場合は受取りできませんので、当日

提出する方はご注意ください。

- ・今回提供する食品は、こども食堂での使用またはフードパントリーなど支援対象者に個別にお渡ししても構いません。ただし、配布先で転売行為等がないように注意してください。
- ・今回はお礼状等の必要はありません。

山形県こどもの居場所づくりネットワークへの 新規参加団体について

「天童こども食堂 縁～enn～」と「庄内ちいき食堂 酒田・遊佐」が山形県こどもの居場所づくりネットワークへ新たに参加しました。活動詳細については、近日中に県社協のホームページにて紹介しますのでご確認ください。

(山形県こどもの居場所づくりサポートセンターホームページリンク先)

<https://www.ymgt-shakyo.org/kids-support>

- ・こども食堂を開催したい
 - ・こども食堂へ食材や寄付金などの支援したい
 - ・こどもの居場所づくりについて相談したい
- などのご相談があればお気軽に山形県こどもの居場所づくりサポートセンターまでお問合せください!

山形県社会福祉協議会 山形県こどもの居場所づくりサポートセンター TEL: 023-622-5805 FAX: 023-626-1623 E-mail: kodomosc@ymgt-shakyo.or.jp URL: http://www.ymgt-shakyo.or.jp
--

キューピーマヨネーズ 寄贈品の内容

- ①キューピーフィッテ 210g×20本入/箱
24箱 箱単位でお渡し
賞味期限 4月24日



- ②キューピーゼロ ノンコレステロール
310g×20本入り/箱
55箱 箱単位でお渡し
賞味期限 5月31日



共通条件

- ①のフィッテについて受け渡しについては賞味期限が近いので個別に対応します。
- ②のキューピーゼロの受け渡しは4月30日、5月1日を予定しております。
- お渡し可能な団体は、当団体と「食品提供に関する合意書」を提出済み、または当日提出の団体（当日忘れた場合はお渡しできません）になります
- 使い道は各団体にお任せします。子ども食堂での使用、またはフードパントリーなど、支援対象者に個別にお渡しして頂いて構いません。ただし、渡した先で転売行為等が無いように厳重に注意してください。（以前フリマサイトに出品されたことがあります）
- 今回はお礼状等は必要ありません。

ご不明な点は

やまがた絆の架け橋ネットワーク
0237-85-1070
s-hayasaka@kakehasi.jpn.org

子どもの居場所づくり活動団体
ひとり親支援団体
生活困窮支援団体
地域福祉に資する活動団体 各位

特定非営利活動法人
やまがた絆の架け橋ネットワーク
代表理事 早坂 信一

食品提供に関する合意書作成のお願い

猛暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当団体の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当団体では 2022 年から当団体が提供を受けた食品の一部を県内の居場所づくりの団体様へ提供する活動を行ってきました。昨年度、日東ベスト様からの提供が定期的になったのを皮切りに、一つの事業にすべきとのご意見を頂き、熟慮した結果今年度フードバンク活動として正式に事業化する事になりました。

つきましては、食品寄付等に関する官民協議会が発行する食品寄付ガイドラインに従い、準備を進めているところですが、食品提供先となる皆様と当団体の間で提供食品が適切に扱われるための合意文書を作成する必要があり、お手数をおかけし大変恐縮なのですが、別様の文書に署名を頂きたくお願い致します。皆様の活動の一助となるべく末永い活動にしていくため、何卒ご理解を頂きご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 食品提供に関する合意書の提出のお願い

内容：当団体のフードバンク活動の提供先団体として、双方適切な食品の取り扱いを定めた文書

記載の方法：団体名、代表者名、携帯番号を手書きにて記入をお願いします。印鑑は不要ですが、法人でゴム印を使用した場合のみ代表印を押してください。2部作成して頂き1部は自団体で保管、1部ををご提出下さい。

提出方法：食品を取りに来たときにお渡しください。尚、1度提出して頂ければその後の提出は不要です。

以上

食品提供に関する合意書

団体名 _____ (以下甲とする) は特定非営利活動法人やまがた絆の架け橋ネットワーク(以下乙とする)からの直接的、間接的な食品の寄贈に際し、以下の取り決めに遵守し双方良好な信頼関係及び活動の継続が図られるよう合意書に署名いたします。

甲の取り決め事項

1. 提供された食品は甲の行う活動においてのみ使用することとし、転売や販売行為、他団体への譲渡、寄贈は行わないでください。
2. 食品を提供した企業等に対し直接の問い合わせをしないでください。
3. 食品提供者や乙の関係者への誹謗中傷など行わないでください。
4. 食品の提供を受けた後は甲の責任において管理し、賞味期限や温度管理など適切に行うようにしてください。
5. 個人の食物アレルギーの有無は各団体で把握し、提供した食品が原因の事故に繋がらないよう留意してください。
6. 食品提供先へのお礼等はできる範囲で積極的に発信してください。メッセージの類いで結構ですので、甲を通じて行ってください。

乙の取り決め事項

1. 企業等から頂いた食品は、食品寄付等に関する官民協議会が発行した食品寄付ガイドラインに従い、適切な管理を行います。
2. 食品の提供においては必要な情報を適切に公表するものとし、原則賞味期限内に提供するものとします。ただし、事前に賞味期限が切れている事を告知した上で提供を行う場合があります。
3. 提供食品が反社会的行為及び団体への流出、目的外の使用などが行われないう適切な管理を行います。

本合意書は、甲乙それぞれ1通ずつ保有するものとし、有効期限は1年とする。ただし、甲乙双方から有効期限終了までに特段の意思表示が無い場合、引き続き1年間有効期限を延長するものとします。

年 月 日

甲 団体名
代表者名
代表者携帯電話

乙 特定非営利活動法人やまがた絆の架け橋ネットワーク
代表理事 早坂 信一
080-1847-0327

